

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第5回期日（20201120）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

証拠説明書5（甲A号証）

2020年11月12日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 227	意見書	写し	2020年 4月3日	首都大学東京 (東京都立大 学) 教授 木 村草太	法律婚は婚姻届を提出すれば成立するのに対し、個別の契約や遺言には大きなコストが必要となるなど、異性カップルは容易に婚姻にアクセスできるのに対し、同性カップルはそうでないという法律上の区別が存在すること。その区別の合理性は問題となる効果ごとに判断する必要がある、法律婚の複数の効果を整理して議論する必要があるところ、生殖関係保護効果と親密関係保護効果に整理されること。親密関係保護効果については同性愛者と異性愛者とで区別する理由が皆無であること。現行法の生殖関係保護効果を同性間に適用しても実際にそれが使われないだけで何ら問題は生じないから、同性婚を認めない現行の民法及び婚姻に関する効果を有する諸法律が憲法14条1項に違反するといえること。以上から、被告国の主張は成り立ちようがないこと。
甲A 228	憲法24条2項についての 意見書	写し	2020年 7月27 日	駒村圭吾	憲法24条の制定過程から同性婚排除の合意は見出せないこと。憲法24条の家族観は同性婚の導入の制度化にも開かれていと解されること。判例が示した憲法24条2項による要請・指針は、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ることという規範命題に照らした正当化論証を政府に求め、家族の形態や国民の意識の変化について個人の尊厳と両性の本質的平等という規範に照らした法的判断の対象の側に位置付ける役割を担うものであること。同性婚排除の合理的根拠は見当たらず、婚姻は異性間で行うべきであるという国民の意識は立法の合理性を裏付けるものとはならないこと。個人の尊厳の観点から現行制

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
					度が憲法24条2項に適合しないことは明らかであること。
甲A 229	論文「同性婚と平等保護」 法学論集43巻2号	写し	2009年 9月	大野友也	同性婚の禁止は性にに基づく差別と構成することができ、その正当化には合理性の審査よりも厳格な審査が要求されることから、同性婚を認めない日本の法体制がそのような審査に耐えられるか否かを検討する必要があると指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲A 230	論文「日本国憲法と同性婚」月報全青司452号	写し	2017年 12月	同上	憲法13条の自己決定権及び14条の性別に基づく差別の禁止という観点からすれば、同性婚を認めないことは違憲であると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲A 231	書籍『LAW IN CON TEXT憲法』（抄本）	写し	2010年 12月25 日	松井茂記	同性婚が認められていないことについては、憲法14条1項及び24条の平等権の侵害の主張と、憲法13条あるいは24条に根ざす結婚の自由ないし結婚の権利の侵害の主張があり得るとし、仮に厳格審査ではなく合理的根拠基準が適用されるものとしたとしても、なぜ同性婚が認められないのかについて説得的な根拠を持ち出すことは容易ではなく、婚姻制度が異性間のものでなければならぬ理由は存しないかもしれない旨を指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲A 232	論文「明文根拠を欠く基本的人権の保障」戸松秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』所収	写し	2012年 3月30 日	同上	憲法24条は、性別にかかわらず女性も男性も平等に婚姻できることを定めたものにすぎないと解することができれば、同性婚を否定すべき理由にはならず、同性婚の否定は、たとえ緩やかな審査を適用したとしても正当で合理的な目的といえるかどうか疑問がありうると論ずる憲法学説の存在及び内容。

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 233	論文「同性婚と憲法」時の 法令1976号	写し	2015年 4月	福嶋敏明	憲法24条の制定趣旨を重視すれば、同条は必ずしも同性婚を排除するものと解する必要はなく、そのように解した場合、同性婚を認めないことについては、憲法13条及び憲法14条1項との適合性が問われることになるところ、同性婚の否定は、同性カップルに婚姻制度への平等アクセスを否定するのみならず、同性愛者にスティグマを付与するおそれがあるものであり、また、婚姻と生殖との不可分性に異を唱える見方によれば、同性カップルに婚姻を否定する理由はなくなるとの結論が導き出され得ることを指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲A 234	論文「日本国憲法における同性婚の位置」専修法学論 集135号	写し	2019年 3月	榎透	同性カップルの婚姻の自由は、憲法24条で保障されなくても13条で保障されると理解すべきであり、また、婚姻に関する現行法をめぐる同性カップルと異性カップルの間の取り扱いの差異は、「社会的身分」等に基づく不合理な区別として憲法14条1項で違憲と評価される可能性があるところ、法律婚という制度の目的が、生殖の奨励や核家族の保護であっても、共同生活を営むことへの法的承認であっても、同性婚を認めない現行法は、もはやその正統性が疑わしく、憲法13条及び14条1項に違反すると考えられると論ずる憲法学説の存在及び内容。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 235	論文「同性婚の未規定性の 憲法適合性：婚姻の自由で はなく人格権の問題とし て」関西大学法学論集69 巻3号	写し	2019年 9月	西村枝美	家族と過ごす時間、親しい人 と過ごす時間など、個人的な 人間関係をはぐくむ場である 私的領域の形成、維持を可能 とする法制度の形成は憲法1 3条に基づく立法者の義務で あるから、同性カップルに私 的領域を否定するに値するだ けの法益がおよそ存在しない にもかかわらず、同性カップ ルに私的領域の形成、維持を 可能とする法制度を付与しな いことは憲法13条に違反す る上、婚姻制度の目的を、当 事者の私生活の保護と生殖の 保護のいずれに解するにせ よ、異性のカップルのみを対 象としている現在の法律上の 婚姻は、立法目的からして包 摂すべき対象者を合理的理由 なく限定していることから、 過少包摂であり憲法14条1 項に違反すると論ずる憲法学 説の存在及び内容。
甲A 236	書籍『立憲主義と日本国憲 法』（抄本）	写し	2001年 3月20 日	高橋和之	2001年に出版された憲法 の概説書では、「結婚の自由 については憲法24条が保障 しているが、近年議論され始 めた同性間の婚姻まではカ バーしていないというのが通 説である。」との記述がなさ れていたこと。
甲A 237	書籍『立憲主義と日本国憲 法 第5版』（抄本）	写し	2020年 4月15 日	同上	近時の憲法の概説書では、 「結婚の自由については憲法 24条が保障しているが、近 年議論され始めた同性間の婚 姻まではカバーしていないと いうのが通説であった。」と の記述がなされていること。

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 238	意見書	写し	2020年 7月11 日	立命館大学教 授 二宮周平	民法学者である二宮周平教授の本件についての意見。 婚姻の自由の保障と夫婦関係における平等の確保という現行婚姻法の立法目的及び当事者の合意による婚姻の成立と婚姻を個人間の権利義務関係と捉える現行婚姻法の原則に照らせば、婚姻当事者を異性カップルに限定する必然性はなく、同性カップルの排除には正当化根拠が示される必要があること。 生殖能力は婚姻の成立要件とはされておらず、婚姻の効果である嫡出推定も婚姻後に子が出生した場合における法律上の父子関係成立に関する規定であるから、嫡出推定規定のみを取り出して婚姻制度の目的が生殖や子の養育にあるということとはできないこと。 婚姻に関する社会的意識をみても、明治憲法の家制度下や戦後の高度経済成長期には、婚姻が出産や子育てと結び付けられてきたといえるが、1980年代後半以降は、意識の変化及び家族形態の多様化が生じ、婚姻や出産は個人の私的領域に属するものと考えられるようになり、各種の統計資料を見ても、規範意識として婚姻と生殖や子育てとの結びつきは希薄になり、個人にとっての婚姻の目的や理由は多様なものとなっていることが窺われること。このような社会や意識の変化からすると、婚姻を異性カップルに限定する合理的根拠は認められないことになること。 同性婚を規定していない民法及び戸籍法は、現行婚姻法の立法目的及び原則である婚姻の自由が当然の前提とする誰と婚姻するか（配偶者選択の自由）並びに婚姻における平等原則という憲法上の原則に違反するものであると解されること。同性婚を承認して同性カップルに異性カップルの婚姻と同様の権利義務を保障することは、異性婚に認められる権利義務に影響を及ぼすものではなく、むしろ

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
					る、異性婚と同様に社会を安定化させる基盤となるとともに、性的指向に関する偏見や差別を解消し、性的マイノリティを含む人々の多様性を受容する契機にもなること。少数者の人権を守る筈として司法の果たすべき役割は大きいものであり、本件においても、婚姻の自由という現行婚姻法の原則を踏まえて、同性婚の承認に向けた積極的な判断がなされることが期待されること。
甲A 239-1	大審院連合部判決大正4〔1915〕年1月26日民録21輯49頁（婚姻予約有効判決）	写し	1915年 （大正4年）1月26日	大審院	大審院が、内縁の不当破棄について、婚姻予約の違背と構成することにより損害賠償請求をなしうることを判示した事実。 【二宮意見書2頁】
甲A 239-2の1	官報4135号（工場法施行令（大正15〔1926〕年6月5日改正）部分）	写し	1926年 （大正15年）6月7日	内閣印刷局	1926年（大正15年）の工場法施行令改正により、「職工」死亡時の遺族扶助料や葬祭料につき「死亡当時その収入により生計を維持したる者」が受給対象とされ、社会政策立法における内縁関係保護の動きが進んだ事実。 【意見書2頁】
甲A 239-2の2	官報1203号（工場法施行令（大正5〔1916〕年8月2日）部分）	写し	1916年 （大正5年）8月3日	内閣印刷局	上記1926年（大正15年）改正前の工場法施行令。1911年の工場法制定を受けて1916年に定められたもの。遺族扶助料（8条）の支給対象が「配偶者」「直系卑属又は直系尊属」（10条）等とされ、「職工死亡当時其の収入により生計を維持する者」も補充的に対象とされていたが「職工と同一の家にある者」に限定されていたこと（12条三号）。 【意見書2頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239-3	二宮周平「日本民法の展開 (3) 判例の法形成～内縁」広 中俊雄・星 野英一編『民法典の百年 I』（有斐閣，1998）341 頁以下	写し	1998年 （平成 10年）	二宮周平	明治民法下で，判例及び社会 政策立法が内縁関係に対して 共同生活の実態に即した法的 保護を行い，学説は，準婚理 論を形成してこれらの展開を 支えた事実の詳細（341頁， 352頁，363頁）。 【意見書2頁】
甲A 239-4	二宮周平『事実婚の現代的 課題』（日本評論社， 1990）258～259 頁	写し	1990年 （平成 2年）	二宮周平	二宮周平教授が1980年代末の 時点で共同生活を送る同性 カップルの存在と実情に注目 し法的保護の必要性和可能性 を論じている事実。 同性カップルは婚姻から排除 されていることで偏見にさら され，カミングアウトが困難 となり存在が可視化されてい ないこと。 二宮教授が，社会が同性愛に 偏見を抱く理由を追求すること は，異性愛や婚姻制度の意 味自体を問い直すことにな り，偏見や差別をなくし，事 実婚を始め多様な生き方を保 障することにつながると論じ た事実。 【意見書2頁】
甲A 239-5	「人権教育・啓発に関する 基本計画」（平成14年3月15 日閣議決定）抄	写し	2002年 （平成 14年）	内閣	人権教育・啓発推進法（第7 条）に基づく基本計画におい て，「同性愛者への差別と いった性的指向に関わる問 題」が，解決に資する施策を 検討すべき人権課題として位 置づけられた事実（24 頁）。 【意見書3頁】 （甲A 57号証は基本計画全 文。すでに提出済）

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239-6	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2003年7月16日法律111号 2004年7月16日施行)	写し	2003年	国	「性同一性障害者」に該当する者について、一定の要件のもと、性自認に即して法律上の性別の扱いを変更することを可能とする法律が制定された事実 【意見書3頁】
甲A 239-7	日本弁護士連合会『同性の当事者の婚姻に関する意見書』抄	写し	2019年 (令和元年) 7月18日	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会が、同性婚を可能とする法令の改正を速やかに行うべきとの意見書を発出したこと。 【意見書3頁, 27頁】 (甲A193は意見書全文)
甲A 239-8	全国自治体パートナーシップ制度 検討・実施状況 - 令和2年8月1日現在	写し	2020年	同性パートナーシップ・ネット	2015年11月の渋谷区・世田谷区を嚆矢に、全国の自治体で同性パートナーシップ制度が導入されている事実 【意見書3頁】
甲A 239-9の1	南方暁「婚姻法グループの改正提案～婚姻の成立」家族<社会と法>33号(2017)98～99頁	写し	2017年 (平成29年)	日本家族<社会と法>学会	2016年11月、国内唯一の家族法に関する学会である、『日本家族<社会と法>学会』が、同性婚を導入する家族法改正試案を提案した事実。 【意見書3, 28, 30頁】
甲A 239-9の2	ウェブサイト「日本家族<社会と法>学会とは」	写し	2020年	日本家族<社会と法>学会	日本家族<社会と法>学会及び現在の役員等 【意見書3, 28, 30頁】
甲A 239-10	日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」 「提言 性的マイノリティの権利保障をめざしてー婚姻・教育・労働を中心にー」	写し	2017(平成29年)9月29日	日本学術会議	日本学術会議法学委員会の左記分科会が婚姻の性中立化を実現する民法改正を提言したこと。 【意見書3, 28頁】 (甲A114号証としてすでに提出済み)

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 11	利谷信義「家族法の実験」 『シリーズ変貌する家族 1 家族の社会史』（岩波書 店, 1991）101 頁	写し	1991年 (平成 3年) 7 月5日	利谷信義	明治維新により政権を獲得した明治政府が、身分にかかわらず全国民を一元的に把握する手段として戸籍制度を創設したこと、戸籍は戸主を中心に家族員を父系優先の序列に従って配列し、戸籍のしくみが再構成されて明治民法上の家制度として引き継がれたこと。 【意見書4頁】
甲A 239- 12	戸籍法（明治4年太政官布告170号）1871〔明治4〕年4月4日	写し	1871年 (明治 4年)	国	明治政府が戸籍制度創設のために発した太政官布告。 【意見書5頁】
甲A 239- 13	新律綱領（1870〔明治3〕年）	写し	1870年 (明治 3年)	国	明治政府が明治3年に定めた新律綱領では、「妾」が「妻」と同じく二等親とされ、妾の生んだ子も「庶子」として父との間に三等親の親子関係が認められ、一夫一婦制が確立していなかった事実 【意見書5頁】
甲A 239- 14	青山道夫『家族法論』（法律文化社, 1958）62～63頁, 67頁, 69頁, 71頁	写し	1958年 (昭和 33年)	青山道夫	(62-63頁) 婚姻は社会の制度であり、社会の諸条件によって異なること 【意見書12頁】 (67頁) 明治民法は重婚を婚姻取消原因とすることによって一夫一婦制の原則を確立したこと 【意見書5頁】 (69頁) 明治民法では、婚姻に戸主及び家にある父母の同意が必要とされ、戸主の同意を得ずに婚姻した場合戸主は離婚の制裁を加えることができたこと 【意見書7頁】 (71頁) 封建時代には身分制に基づく階級的内婚が厳格で婚姻の自由が大きく制約されていたこと 【意見書5頁】
甲A 239- 15	明治4年法令全書（同年太政官布告437号（1871年8月25日）部分）	写し	1871年 (明治 4年)	内閣官報局	明治4年の太政官布告によって、階級的内婚制が撤廃され身分を問わず婚姻しうることになったこと 【意見書6頁】

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 16	奥田義人『親族法論』（有斐閣書房，1898）108頁-111頁	写し	1898年 (明治31年) 11月	奥田義人	(明治民法原案を審議する法典調査会委員であった奥田義人の親族法解説書) (108頁)「近世文明国」における婚姻は、「一男一女による共同生活」であり、「双方の自由意思」に基づくものであることが強調されている。一夫一婦制と自由な合意による婚姻という近代的な婚姻制度の根幹が明治民法で確立したこと。 【意見書6頁】 (111頁)奥田が、婚姻を男女のものと記載していること。 【意見書11頁】
甲A 239- 17	穂積重遠『親族法大意』（岩波書店，1917）60頁	写し	1917年 (大正6年)	穂積重遠	日本家族法の父と称される穂積重遠が、婚姻とは「終生ノ共同生活ヲ目的トスル一男一女ノ法律的結合関係」であると述べていること。 (もって、明治民法によって、一夫一婦制と自由な合意による婚姻という近代的な婚姻制度の基礎が確立されたことを証明する。) 【意見書6頁】
甲A 239- 18	谷口知平『日本親族法』（弘文堂書房，1935）210頁	写し	1935年 (昭和10年)	谷口知平	(本書証は、谷口知平教授による明治民法の概説書である) 明治民法によって一夫一婦制や自由な意思に基づく婚姻という近代的な婚姻制度の基礎が確立されたこと。 婚姻は子孫を残すことのみが目的とされることはなく、階級や職業による制限が撤廃されたこと。 【意見書6頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 19	野上久幸『親族法講義』 (巖松堂書店, 1929) 54頁	写し	1929年 (昭和 4年)	野上久幸	(54頁) 父母の婚姻同意権は子の判断を補充する意味において、また、戸主の同意権は戸主の家族に対する支配権として要求されるに過ぎない旨の指摘があること 【意見書6頁】 (54～55頁) 野上教授が「生殖が婚姻の目的に非ざるが如く説く者」を批判し、生殖こそ婚姻の目的の一つであると考えていること 【意見書15頁】
甲A 239- 20	中島玉吉「内縁の夫婦に就て」法学論叢10 巻3 号 (1923) 1 頁以下	写し	1923年 (大正 12年)	中島玉吉	1923年(大正12年)に京都市西陣地区の172組の内縁夫婦について内縁である理由を調査したところ、「男女双方戸主又は相続人なるが為に入籍不能のもの」が50組(29.1%), 「両親・戸主の承諾せざるもの」が22組(12.8%)で、それぞれ原因の第一位と第三位であった事実 【意見書7頁】
甲A 239- 21の1	第1 国会衆議院司法委員会 立法担当者提案理由説明 (1947年8月)	写し	1947年 (昭和 22年)	衆議院	衆議院での民法改正提案理由説明。1947年(昭和22年)の民法改正が、憲法13条, 14条, 24条に表された憲法的価値に依拠しその実現のためになされたこと 【意見書8頁】
甲A 239- 21の2	第1 国会参議院司法委員会 立法担当者提案理由説明 (1947年8月)	写し	1947年 (昭和 22年)	参議院	同上(参議院司法委員会) 【意見書8頁】
甲A 239- 22	辻村みよ子『憲法と家族』 (日本加除出版, 2016) 80 ～81 頁	写し	2016年	辻村みよ子	1946年2月, 日本政府の新憲法案への対案として, GHQ 草案が作成され, その人権条項をベアテ・シロタが起草したこと 【意見書8頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 23	ベアテ・シロタ・ゴードン 〔平岡磨紀子構成・文〕 『1945年のクリスマス』 (柏書房, 1995) 153 頁	写し	1995年 (平成 7年)	ベアテ・シロ タ・ゴードン	ベアテ・シロタは憲法草案を つくるにあたって、女性の権 利をはっきり掲げなくてはな らないとの強い熱意をもって いたこと。 ベアテ・シロタの起草した草 案23条の内容 【意見書8頁】
甲A 239- 24	憲法普及会編『新しい憲法 明るい生活』	写し	1947年 (昭和 22年)	憲法普及会	1947年には、婚姻法が改 正されていたところ、婚姻法 の目的は憲法に込められた 「婚姻の自由と夫婦関係にお ける平等の確保」であること (4頁)。 本書証は1947年に200 0万冊印刷・配布され、わか りやすく憲法の考えについて 説明されていること。 【意見書9頁】
甲A 239- 25	青山道夫・有地亨編『新版 注釈民法(21)親族(1)』(有 斐閣, 1989) 152 頁〔青山 道夫・有地亨〕	写し	1989年 (平成 元年)	青山道夫・有 地亨	近代市民社会では、婚姻は平 等な意思主体間の自由な意思 の合致として構成され、それ は近代以前の家父長的家族共 同体の支配関係からの離脱を 意味し、近代的婚姻の象徴的 表現であること。 日本でも、明治民法によって 一夫一婦制と自由な合意によ る婚姻という近代的婚姻制度 の基礎が確立したが(二宮意 見書6頁)、家制度によって 家父長的支配関係が残され大 きな制約を受けたこと。 日本の婚姻制度は、1947年の 憲法制定と民法改正によって 家制度が廃止され、ようやく 上記原理を体現するものと なったこと。 【意見書10頁】 (甲A16号証ですでに提出 済み。)

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 26	梅謙次郎『民法要義卷之四 親族編』（有斐閣書房、 1899）118 頁	写し	1899年 （明治 32年）	梅謙次郎	明治民法の起草委員であつた 梅謙次郎が当事者双方が男子 または女子である場合に婚姻 が無効であることは「固より 言ふを待たざるところ」「男 子間または女子間に於いて婚 姻なるものあるべからざるは 言わずして明かなり」と述べ ていた事実。 【意見書10頁から11頁】
甲A 239- 27	中川善之助 『親族法上巻』（青林書 院、1960）158～159 頁	写し	1960年 （昭和 35年）	中川善之助	1947年の民法改正の司法 法制審議会委員をつとめた中 川善之助が、婚姻意思の問題 として「同性間の婚姻という ようなものも婚姻的法律要件 としては否認されなければなら ない」と述べていたこと 【意見書11頁】
甲A 239- 28	我妻栄『親族法』（有斐 閣、1961）14 頁・18頁	写し	1961年 （昭和 36年）	我妻栄	同じく司法法制審議会委員を つとめた我妻栄が、「夫婦関 係とは何かと言え、その社 会で一般に夫婦関係と考えら れているような男女の精神的・ 肉体的結合というべきで ある。」「同性間の『婚姻』 はこの意味では婚姻ではな い」と記していた事実。 【意見書11頁】
甲A 239- 29	二宮周平編『新注釈民法』 （有斐閣、2017）70頁〔二 宮周平〕	写し	2017年	二宮周平	憲法制定当時同性婚の可否・ 要否の問題は想定されず、憲 法24条1項の「婚姻は、両 性の合意のみに基づいて成立 し」の文言は、明治民法時 代、婚姻が戸主や親の意向の ままに決められることが慣例 となっていた事実をふまえ、 これをなくし、婚姻の自由を 確立するとの趣旨をもって策 定されたものであること。 【意見書11頁】 （甲A38号証と一部重なる）

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 30の1	窪田充見『家族法〔第2版〕』（有斐閣、2013 145～146頁（特に155頁）	写し	2013年	窪田充見	窪田充見教授は、同性間に婚姻の法的保護を認めるべきか否かについて、「現在の婚姻法秩序が、同性間の関係を排除しているものなのかという点が、重要」とし、「現行民法が、異性間の関係のみを前提としているということから、ただちに答えが導かれるわけではない。それは、単に、現行の法秩序が、異性間の関係としての婚姻という制度を用意しているということにすぎないからである。問題は、それでは、現行法では用意されていない、そうした同性間の関係をどのように位置づけて、法的に扱うべきなのかなのである」と述べ、民法上婚姻が男女のものとしてきたこと自体が意味を持つのではなく、「婚姻法秩序」に照らして可否、要否が検討されるべき旨を指摘していること。 【意見書12頁】
甲A 239- 30の2	窪田充見『家族法〔第4版〕』（有斐閣、2019 150～157頁	写し	2019年	同上	上記記述は第2版から第4版まで変わっていないこと。 【意見書12頁】
甲A 239- 31	久貴忠彦「結婚と健康診断書」同『現代家族法の展開』（一粒社、1990）83頁	写し	1990年 （平成 2年）	久貴忠彦	1942年12月16日のフランス法では、婚姻当事者双方から身分登録官に対して、婚姻のために診断を受けたことを証明する医師の証明書の交付すべきものとされたこと。 【意見書14頁】
甲A 239- 32	田中通裕「〈研究ノート〉注釈・フランス家族法(1)」法と政治61巻3号（2010）267頁参照	写し	2010年	田中通裕	甲A211-31でいう診断証明書は受診した事実の表示のみを求めるものであったが、その後、母子保護は社会保障で対応するようになり、医師の証明書交付は形式化し、法律の簡素化に関する2007年12月20日法により、証明書の規定は削除されたこと。 【意見書14頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 33	熊野敏三・岸本辰雄『民法正義人事編卷之壹』（新法註釈会，1890）192～193頁	写し	1890年 （明治 23年）	熊野敏三・岸 本辰雄	旧民法人事編の起草者らが、婚姻の目的は「両心の和合」にあり「産子の能力」は婚姻の要件とならないことを指摘し、生殖（産子）能力の無い男女は婚姻し得ないとする見解について、「我民法の精神を得たるものにあらず」と明確に指摘していた事実。 【意見書14頁】
甲A 239- 34	穂積重遠『親族法』（岩波書店，1933）224～225頁	写し	1933年 （昭和 8年）	穂積重遠	穂積重遠が婚姻の目的を「終生の共同生活」として、子を得ることは必ずしも目的ではないとして、生殖能力の無い者を婚姻から排除する解釈を否定していた事実。 【意見書15頁】
甲A 239- 35	森本富士雄『日本親族法』（文信社書店，1926）44 頁	写し	1926年 （大正 15年）	森本富士雄	森本富士雄が「男女ノ結合ハ共同ノ生存ヲ目的トス。即チ婚姻ノ目的ハ性交ニ在ラス又子ヲ得ルコトニモ非ス。従テ性交不能者不産女モ亦婚姻スルコトヲ得ト云フヲ現今ノ通説トス」と記し、婚姻の目的を共同の生存としていること。 【意見書15頁】
甲A 239- 36	最大判1987（昭和62）年9月2日民集41巻6号1423頁（有責配偶者離婚請求）	写し	1987年 （昭和 62年）	最高裁判所	有責配偶者の離婚請求を一定の条件の下に認めた最大判1987（昭和62）年9月2日民集41巻6号1423頁が、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」とし（2頁），生殖や養育には言及していないこと。 【意見書15頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 37	青山道夫・有地亨編『新版 注釈民法(21)親族(1)』(有 斐閣, 1989) 178頁〔上野雅 和〕	写し	1989年 (平成 元年)	上野雅和	上野雅和教授が, 「夫婦が子 を生み育てることは, 社会通 念上期待されてはいても, 法 的に要求されているとはいえ ない。夫婦に生殖能力があつ ても, 避妊や堕胎により親と ならない自由がある。生殖能 力のない夫婦もまた婚姻法上 の保護を受ける。性関係をも つことさえ夫婦の必要条件と はいえない。生殖と子の養育 は婚姻の一つの主要な目的な いし役割ではあっても, 生殖 を目的としない婚姻も法律上 有効な婚姻である」と指摘し ていること。 【意見書16頁】 (甲A 16号証と同じ。)
甲A 239- 38	薬師寺志光『日本親族法論 上巻』(南郊社, 1939) 353 ~354 頁	写し	1939年 (昭和 14年)	薬師寺志光	薬師寺博士は, 明治民法下 で, 妻の姦通を禁止し, 妻が 婚姻中に懐胎した子を夫の子 と推定し, 婚姻によって生ま れた子を嫡出子として, 婚姻 前の子より優遇し, 離婚の際 に子の監護者について協定さ せるという婚姻の効力を挙げ て, 婚姻の目的が子を産み, 養育することにあることを推 論しているということ。 【意見書16頁】
甲A 239- 39	田中通裕「注釈・フランス 家族法(10)」法と政治64 巻2号(2013) 104頁	写し	2013年	田中通裕	現在のフランス民法では, 「平等, 真実, 安定性の3つ の柱」の下に構築され, 非嫡 出子と嫡出子の際は存在しな いこと。 嫡出推定規定は婚姻による子 を特別扱いする意味を持た ず, この制度の存在を婚姻制 度の目的が生殖にあるとの理 解の根拠とする発想はまった く存在しないこと。 【意見書17頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 40	岡村司『民法親族編（明治三十一年）完』』（京都法政大學講義録，1898〔芦部信喜ほか編『日本立法資料全集別巻339』（信山社，2005）〕）280，282 頁	写し	1898年 （明治31年）	岡村司	明治民法の家制度の時代，婚姻の目的を当事者から見れば，「肉体ノ結合及び児子ノ生育教養」であり，社会から見れば，「夫婦父子の關係ヲ明ニシテ妻子ノ保護者ヲ定メ且男女ノ間際ヲ清白ニシテ個人及社会ノ道德ヲ扶持スル」ことにあるとする学説があったが，この学説ですら，婚姻の目的を生殖へ単一化していないこと。 【意見書18頁】
甲A 239- 41	中川善之助『略説身分法學』（岩波書店，1930）101 頁	写し	1930年 （昭和5年）	中川善之助	家制度の時代，家族制度の隆盛時には，人々は婚姻を子を得るための目的結合であるかのように考え慣らされたが，当時においても中川善之助は「人は子を得る目的のために婚姻するものでは決していない」と批判していたこと。 【意見書18頁】
甲A 239- 42	国定教科書『尋常小学修身書』（1910年3月）（「日本婦人問題資料集成第五巻」（ドメス出版1976）409頁所収）	写し	1910年 （明治43年）	国	（本書証は，1910年3月につくられた児童用の国定教科書である） 『尋常小学修身書』に「女子が内に居て一家の世話をなし，家庭の和楽を図るは，やがて一国の良風美俗を造るゆえなり。女子の母として子どもを育つことの良否は，やがてその子の人となりに影響し，しいては国家の盛衰にも関係するものなり。されば女子も男子と同じく己が務めの大切なことを思い，常にその本分を全うせんことに心がくべし」と記載されていた事実。 （もって，かつて，教育や政治の場では，家の後継確保や富国強兵の観点から婚姻制度の目的が生殖と子育てに結び付けられることが多かったことを証明する）。 【意見書18頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 43	鹿野政直・堀場清子『祖母・母・娘の時代』（岩波書店、1985）抄	写し	1985年 （昭和 60年）	岩波書店	1940年11月政府が「優良多子家庭」の表彰を始め、早婚や少なくとも5人の子を産むことが奨励され「子宝報国」の表現も用いられるなど、かつて女性が出産を強制された歴史があること（122頁、164頁）。 このような過去の経緯を踏まえると、国が婚姻制度の意義・目的を生殖・子育てに求めることは、国に都合の良い人口政策に利用されるおそれのあることを自覚する必要があること。【意見書19頁】
甲A 239- 44	宗像誠也「家と教育」『講座 家族問題と家族法』パンフレット（酒井書店、1957）	写し	1957年 （昭和 32年）	宗像誠也	1950年代当時の学校教師の団体の集会（教研集会）で、参加した教師から「教え子をその親から守らなければならないほど家は封建的だ」との発言がなされた事実（書証2頁）。 このように、1947年の民法改正で家制度は廃止されたが、1950年代になっても家制度的な現実と意識、封建的家族観・女性観がまだ根強く存在していたこと。 【意見書19頁】
甲A 239- 45	渡辺洋三「戦後の家族制度論争」法学セミナー17号（1957）67頁	写し	1957年 （昭和 32年）	渡辺洋三	渡辺洋三教授が、「民法の与えたイデオロギー的影響によって、かなり広汎に『家』思想はイデオロギー的に解体をとげたにもかかわらず現実の親族共同生活の事実そのものはほとんど昔のままで残っているという、思想と生活事実との矛盾解離がめだっている」と指摘していること。 【意見書19頁】
甲A 239- 46	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」全訳 （Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women）	写し	1979年 （昭和 54年）12 月18日 成立、 1981年 9月3日 発効 1985年 （昭和 60年）6 月25日 批准	内閣府男女共 同参画局	1979年に成立した左記条約前文が「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」と指摘し、伝統的な性別役割分業の克服を課題として提起している事実（1頁目）。 【意見書20頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 47	男女共同参画社会基本法	写し	1999年 (平成 11年) 6月	国	わが国でも、1980年代後半以降、男女差別の解消に向けた新しい変化が現れ、法制度における現れの一つとして、1999年に男女共同参画社会基本法が制定されたこと。 同法前文が、男女共同参画社会の実現を「喫緊の課題」とし、「二一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけていること。 男女共同参画社会の実現のため、同法4条は、社会の制度と慣行が男女の社会での活動の選択に対してできる限り中立なものとなるよう配慮すべきこと、同5条は、方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるべきこと、6条は、男女共同参画社会の実現は、家庭生活における活動と他の活動の両立を旨としてなされるべきことを定めていること。 【意見書21頁】
甲A 239- 48の1	男女共同参画基本計画（1次）	写し	2000年 (平成 12年) 12月	内閣府	男女共同参画社会基本法13条に基づき策定された男女共同基本計画（第1次・2000年）が、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」との章をもうけ（第2部、2）、「社会制度・慣行は明示的には性別による区別を設けていない場合でも・・・結果的に男女に中立的に機能しないことがある」「個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要な見直しを行う」として、「税制、社会保障制度、賃金制度等、ライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する」旨明記したこと（書証5枚目）。 【意見書22頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 48の2	男女共同参画基本計画（4次）	写し	2015年 (平成 27 年) 12 月25日	同上	第4次の男女共同参画基本計画（2015年）も、 ＜基本的考え方＞として、 「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築が必要である。」 「男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を推進する」と明記したこと（書証2枚目）。 【意見書22頁】
甲A 239- 49	二宮周平「戸籍の性別記載の訂正は可能か(3・完)～個人の尊厳と自己決定」戸籍時報561号(2003)33頁	写し	2003年 (平成 15 年) 10 月	二宮周平	（本書証は、二宮教授が性別を男女に固定的に二分することの問題点、性に関する自己決定権の妥当する範囲、家族観、法制度の変容と要望について、検討した論文である） 1980年代後半以降の社会の変化の中で家族の機能が変化したこと。 家族は経済的・社会的機能を縮小させ、人格的な結合・情愛の関係と捉えられていったこと。 また、子の生育を保障する場、ケア労働を担う女性の生活を保障する場としての家族の役割も、制度的なものから、個々の家族やそのメンバーのニーズに応えるものとして位置づけられるようになったこと（33頁）。 【意見書22頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 50	NHK「日本人の意識」調査 NEWSWEB 特集『「必ずしも結婚する 必要ない」7割近くに』	写し	2018年 (平成 30年) 調査実施 2020年 6月20 日 ウェブ ページ 印刷	NHK	NHKが2018年6月～7月に実施した調査では、「結婚したら、子どもを持つのが当たり前だ」と回答した割合が33%であり、1993年の54%から大きく減少している事実。 「結婚しても子どもを持たなくてよい」との回答は、1993年の40%から60%に増加している事実。 (もって、結婚と子どもを結びつける規範的意識が薄れている事実を証明する。) 【意見書23頁】
甲A 239- 51	国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査」(2018年) (表紙、調査概要、54～56頁)	写し	2018年 (平成 30年) 調査実施 2019年 9月13 日 調査結果公表	国立社会保障・人口問題研究所	既婚女性において「夫婦は子どもを持って初めて社会的に認められる」に賛成する回答は24.7%で(2018年)、2008年の35.8%より減少している事実。 年齢別に見ると、若い世代ほど賛成が少なく、40代では15.7%、30代では9.9%、20代では7.8%しかない事実。 (もって、結婚と子どもを結びつける規範的意識が薄れている事実を証明する。) 【意見書23頁】
甲A 239- 52の1	国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年) (表紙、73～74頁)	写し	2015年 調査実施 2017年 3月31 日 調査結果公表	国立社会保障・人口問題研究所	女性の未婚者及び既婚者のに対して、「子どもを持つ理由」を尋ねたところ、 1位は「子どもがいると生活が楽しく豊かになるから」(未婚者73.3%、既婚者78.4%)であり、 2位が「好きな人の子どもを持ちたい」(未婚者55.1%、既婚者37.7%)であり、 3位が「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」(未婚者39.0%、既婚者48.7%)である。このように、結婚したら子どもを持たなければいけないという理由は3位であること。 (もって、婚姻制度と生殖を結びつける意識は高くないことを立証する) 【意見書23頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 52の2	同上（85～90頁）	写し	同上	同上	未婚男女および既婚女性に対して、「結婚・家族に関する多様な規範意識」を調査したところ、 1位は「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」に賛成する未婚女性は88.4％、既婚女性は85.0％であった。 2位は「結婚したら、子どもは持つべきだ」に賛成する未婚女性は67.4％、既婚女性は66.6％であった。 （もって、結婚に関する意識について、「結婚したら子どもは持つべきだ」に比べ、「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」の賛成のほうがはるかに高いこと、ひいては、結婚・家族に関する価値観が多様化していることを立証する） 【意見書24頁】
甲A 239- 52の3	同上（15～17頁）	写し	同上	同上	未婚者に対して、「結婚の利点」を2つまで選択してもらったところ、 「子どもや家族をもてる」は男性35.8％、女性49.8％であったが、 ほかにも「精神的安らぎの場が得られる」が男性31.1％、女性が28.1％、 「親や周囲の期待に応えられる」が男性15.9％、女性が21.9％ 「愛情を感じる人と暮らせる」が男性13.3％、女性が14％など、子どもの出産・養育に限らない多様な価値が回答されている事実。 （もって、結婚・家族に関する価値観が多様化していることを立証する。） 【意見書25頁】

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 53	日本家族社会学会「第3回 家族についての全国調査 第一次報告書」 (表紙, 92頁)	写し	2009年 調査実施 2010年 4月 調査結果公表	日本家族社会 学会 全国家族調査 委員会	女性に対して, 「結婚しても 必ずしも子どもをもつ必要は ない」という意見について賛 否を尋ねたところ, 「そう思う」, 「どちらかと いえばそう思う」の合計は28 ~32歳女性55.3%, 33~42歳 女性55.3%, 43~52歳女性 48.9%で, 若い世代ほど賛成 の割合が高い事実。 (もって, 結婚と子どもを結 びつける規範的意識は薄れて いることを立証する。) 【意見書24頁】
甲A 239- 54	平成17年版国民生活白書 「子育て世代の意識と生 活」 (表紙, 31頁)	写し	2004年 調査実施 2005年 調査結果公表	内閣府	未婚者・既婚者に対して, 「結婚の良い点・メリット」 を尋ねたところ, 精神的な安定や, 好きな人と 一緒にいられることを重視す る回答も多い事実。 また, 「家庭はどのような意 味を持つと感じているか」と 尋ねたところ, 団らんの場合, 休息・安らぎの 場合, 家族の絆を強める場合 であるという回答がトップである 事実。 (もって, 結婚・家族に関す る価値観が多様化しているこ とを立証する。) 【意見書24頁】
甲A 239- 55の1	結婚・家族形成に関する調 査報告書 平成23年3月 (表紙, 1, 3~4頁, 46~47 頁)	写し	2010年 調査実施 2011年 3月 調査結果公表	内閣府 政策統括官 (共生社会政 策担当)	既婚者に対して, 「結婚した 理由」を尋ねたところ, 「好きな人と一緒にいたかつ た」が61.0%であり, 「子ど もが欲しかった」は33.5%に 過ぎず, 子どもを持つことを重視した のではなく, パートナーと一 緒に過ごすということを重視 した割合が高い事実。 (もって, 結婚・家族に関す る価値観が多様化しているこ とを立証する。) 【意見書25頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 55の2	結婚・家族形成に関する調査報告書 平成27年3月 (表紙, 15～16頁, 42～44頁)	写し	2014年 調査実施 2015年 3月 調査結果公表	内閣府 政策統括官 (共生社会政策担当)	未婚者に対して, 「結婚したい理由」を尋ねたところ, 「好きな人と一緒にいたい」という割合は68.9%であり, 「子どもが欲しい」という理由と同程度の割合であること, そして, そのほか「家族を持ちたい」「やすらぎが欲しい」「両親や親せきを安心させたい」「経済的な安定を得たい」など, 理由が多様である事実。 (もって, 結婚・家族に関する価値観が多様化していることを立証する。) 【意見書25頁】
甲A 239- 56	指定都市市長会『性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請』	写し	2018年 (平成 30年) 7月23 日	指定都市市長会	指定都市市長会が, 国に対して, 性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化を要請した事実 (もって, 同性婚に対する社会の認識が変化したことを立証する。) 【意見書27頁】 (甲A93号証として提出済み)
甲A 239- 57	朝日新聞2019年1月12日(電通インターネット調査)	写し	2019年 (平成 31年)	朝日新聞	電通が全国の20歳から59歳の6万人から抽出した6229人に対して行ったインターネット調査では, 「同性婚の合法化」について「賛成」または「どちらからと言えば賛成」と答えたものの合計が78.4%に達した事実。 (もって, 同性婚に対する社会の認識が変化したことを立証する。) 【意見書27-28頁】 (甲A110号証として提出済み)

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 58	最大判平27〔2015〕年12月 16日民集69巻8号2427頁 (女性のみの再婚禁止期間 事案)	写し	2015年 (平成 27年) 12月16 日	最高裁判所	婚姻の自由には、結婚するか どうかの自由(婚姻締結の自 由)だけではなく、当然の前 提として誰と結婚するか(配 偶者選択の自由)が含まれ る、再婚禁止期間事案と夫 婦同氏強制制度事案に対す る2つの最高裁判決が、婚 姻の自由の上記2つの要素を 明確に判示していること。 【意見書29頁】 (甲A167にて再婚禁止期 間事案判決の調査官解説を提 出している)
甲A 239- 59	最大判平27〔2015〕年12月 16日民集69巻8号2586頁 (夫婦同氏強制制度事案)	写し	同上	同上	
甲A 239- 60の1	台湾司法院解釈(釈字第748 号解釈)	写し	2017年 (平成 29年)5 月24日	台湾司法院	(本書証は、同性婚を認めない 台湾民法について、憲法が 保障する婚姻の自由および平 等権の趣旨に違反する旨判断 した台湾司法院解釈である) 台湾司法院解釈は、(1) 婚 姻適齢にある配偶者のない者 は、本来結婚の自由を有し、 婚姻の自由は『結婚するかど うか』と『誰と結婚するか』 の自由を含むこと、その自己 決定は人格の健全なる発展お よび人間の尊厳の護持に関わ り、重要な基本権(a fundamental right)」であ り、憲法第22条(婚姻の自 由)の保障を受けるべきであ る」ことを判示した事実。 【意見書30頁】
甲A 239- 60の2	鈴木賢 台湾司法院解釈 (釈字第748号解釈) 反訳	写し	2017年	鈴木賢	(2) 同性愛者等が従前社会 的に受容されずクローゼット の中で生きることを強いられ 、人口構造上も孤立し隔絶 された少数派であったこと、 ステレオタイプなイメージの 影響により政治的に弱い立場 におかれ、通常の民主的手続 きを通じて法律上の劣位を回 復することが困難であったと 指摘している事実。 【意見書33頁】 (甲A101の1, 甲A101の2と して提出済み)

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 61	巻美矢紀「憲法と家族～家族法に関する二つの最高裁大法廷判決を通じて」論究 ジュリスト18号(2016)95頁	写し	2016年 (平成 28年)	巻美矢紀	同性婚の承認は、かつて法的に差別され現在でも「二級市民」として社会的に差別されている人々が、自尊を回復すべく対等な人格としての承認の「象徴」を求める闘争であると言えること。 【意見書33頁】
甲A 239- 62	日本経済団体連合会『ダイバーシティ・ンクルジョン社会の実現に向けて』(2017年5月16日)	写し	2017年 (平成 29年)5 月16日	日本経済団体 連合会	日本経済団体連合会の提言が、「LGBTを『身近な存在』として、周囲が進んで理解するとともに、『多様な存在』として社会が認識・受容し得る社会を構築していく必要がある」と指摘し(4頁)、諸外国の動きとして同性婚法制化の進展を紹介していること(5頁)、同性婚の承認は、国や社会が人々の多様性を受容することにつながることを。 【意見書34頁】 (甲A94号証)
甲A 239- 63	永野靖「事例紹介 経産省事件(性同一性障害者の「職場における処遇」)」ジェンダーと法15号(2018)133～134頁	写し	2018年 (平成 30年)8 月21日	永野靖	(本書証は性同一性障害者が職場における処遇などについて安全配慮義務違反があるとして国を相手に訴えた事件の事件報告である) 「性自認は個人の人格の核をなす重要な構成要素であって、その人のアイデンティティの核をなしている」こと(133頁) 憲法13条の個人の尊重とは、「それぞれの個人のそれぞれのあり方や生き方がそれ自体価値のあるものとして尊重されるという意味」と理解され、この憲法の理念から、「誰もがその性自認を尊重され、性自認に従って生きる権利がある」こと(134頁)。 【意見書35頁】

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 239- 64	最大判平20(2008)年6月4 日民集62巻6号1367頁 (父の認知による国際婚外 子の日本国籍取得判決)	写し	2008年 (平成 20年)6 月4日	最高裁判所	最高裁判所の積極的な憲法適 合性の審査が、立法府の法改 正を促すことにつながった事 実。 【意見書35頁】
甲A 239- 65	判批 最大決平25 (2013)・9・4民集67巻6号 1320頁 (婚外子の相続分差別を違 憲とした判決)	写し	2013年 (平成 25年)9 月4日	同上	
甲A 239- 66	判批(最判平25(2013)年9 月26日民集67巻6号1384頁) (出生届書の「嫡出子」 「嫡出でない子」のチェッ ク欄の根拠となる戸籍法49 条2項を合憲とした判決)	写し	2013年 (平成 25年)9 月26日	同上	出生届の届書の「嫡出子」と 「嫡出でない子」の別を チェックする欄の根拠規定で ある戸籍法49条2項について、 憲法14条1項違反であると訴 えた事件に関して、2013年の 左記最高裁判決が不合理な差 別ではないとして憲法14条違 反を認めなかった事実。 【意見書35頁】
甲A 239- 67	二宮周平・判例評釈・民商 法雑誌151巻4・5号 (2015)409頁 最判平成25・9・26	写し	2015年 (平成 27年)	二宮周平	上記判決が最高裁判所が戸籍 法49条2項を合憲としたこと によって、自民党法務部会 において法務省の策定した改 正案が否決され、法改正を頓 挫させる方向で作用したこと。 【意見書35頁】
甲A 239- 68	泉徳治、渡辺康行・山元 一・新村とわ(聞き手) 『一步前へ出る司法～ 泉徳治元最高裁判事に聞 く』(日本評論社、2017) はしがきiv頁〔泉 徳治〕	写し	2017年 (平成 29年)1 月30日	泉徳治	泉徳治元最高裁判事が、裁判 所に憲法よりも法律を重視す るのではなく、憲法を楯に一 歩前に出てきてほしいと述ベ ていること。 【意見書36頁】
甲A 240- 1	茨城県ホームページ	写し	2020年 9月11 日更新	茨城県	茨城県が同性間で利用できる パートナーシップ制度を20 19年7月1日から開始した こと。
甲A 240- 2	いばらきパートナーシップ 宣誓制度実施要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 241	茨城県ホームページ	写し	2019年 6月24 日更新	茨城県	上記茨城県の制度が、「基本的人権に関わる」ものであり、「スピーディな対応」が必要であるとの認識のもとに導入されたものであること等。
甲A 242	東京新聞記事	写し	2019年 7月13 日	中日新聞者	上記茨城県の制度に基づき、宣誓書を受領したカップルに関して、県内四十四市町村に公営上宅の入居の手続などで戸籍上の家族と同様の取扱いを受けられるように呼びかけをしていること。
甲A 243	北九州市ホームページ	写し	2020年 4月1日 更新	福岡県北九州市役所	福岡県北九州市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年7月1日から開始したこと。
甲A 244-1	三豊市ホームページ	写し	2020年 3月2日 更新	香川県三豊市役所	香川県三豊市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年1月1日から開始したこと。
甲A 244-2	三豊市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年月日 2020年 11月5 日	香川県三豊市役所	同上
甲A 245-1	西尾市ホームページ	写し	2019年 8月14 日更新	愛知県西尾市役所	愛知県西尾市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を令2019年9月1日から開始したこと。
甲A 245-2	西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 246	長崎市ホームページ	写し	2019年 9月27 日更新	長崎県長崎市役所	長崎県長崎市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年9月2日から開始したこと。

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 247	三田市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	兵庫県三田市 役所	兵庫県三田市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2019年10月11日か ら開始したこと。
甲A 248	交野市ホームページ	写し	2020年 1月31 日更新	大阪府交野市 役所	大阪府交野市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2019年11月22日か ら開始したこと。
甲A 249	横浜市ホームページ	写し	2020年 10月1 日更新	神奈川県横浜 市役所	神奈川県横浜市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2019年12月2日か ら開始したこと。
甲A 250	大東市ホームページ	写し	2019年 12月23 日更新	大阪府大東市 役所	大阪府大東市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2019年12月4日から 開始したこと。
甲A 251- 1	鎌倉市ホームページ	写し	2020年 9月1日 更新	神奈川県鎌倉 市役所	神奈川県鎌倉市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2019年12月4日か ら開始したこと。
甲A 251- 2	鎌倉市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 252- 1	尼崎市ホームページ	写し	2020年 10月15 日更新	兵庫県尼崎市 役所	兵庫県尼崎市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年1月6日から開 始したこと。
甲A 252- 2	尼崎市パートナーシップの 宣誓に関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 253- 1	大阪府ホームページ	写し	2020年 9月2日 更新	大阪府	大阪府が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年1月22日から開始したこと。
甲A 253- 2	大阪府パートナーシップの 宣誓の証明に関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 254	さいたま市ホームページ	写し	2020年 6月16 日更新	埼玉県さいたま市役所	埼玉県さいたま市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 255- 1	新潟市ホームページ	写し	2020年 9月14 日更新	新潟県新潟市役所	新潟県新潟市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 255- 2	新潟市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	写し	2020年 3月12 日制定	同上	同上
甲A 256	浜松市ホームページ	写し	2020年 7月3日 更新	静岡県浜松市役所	静岡県浜松市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 257	相模原市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	神奈川県相模原市役所	神奈川県相模原市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月から開始したこと。
甲A 258- 1	東京都港区ホームページ	写し	2020年 10月2 日更新	東京都港区役所	東京都港区が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 258-2	港区みなとマリージュ制度に関する要綱	写し	2020年 3月31 日制定	同上	同上
甲A 259-1	東京都文京区ホームページ	写し	2020年 8月17 日更新	東京都文京区 役所	東京都文京区が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 259-2	文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	2020年 3月25 日区長 決定	同上	同上
甲A 260-1	逗子市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	神奈川県逗子 市役所	神奈川県逗子市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 260-2	逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 261-1	大和郡山市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	奈良県大和郡 山市役所	奈良県大和郡山市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲A 261-2	大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 262	奈良市ホームページ	写し	2020年 3月12 日更新	奈良県奈良市 役所	奈良県奈良市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 263	高松市ホームページ	写し	2020年 10月28 日更新	香川県高松市 役所	香川県高松市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年4月1日から開 始したこと。
甲A 264	古賀市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	福岡県古賀市役 所	福岡県古賀市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年4月1日から開 始したこと。
甲A 265	徳島市ホームページ	写し	2020年 7月29 日更新	徳島県徳島市 役所	徳島県徳島市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年4月1日から開 始したこと。
甲A 266	木城町ホームページ	写し	2020年 9月14 日更新	宮崎県木城町 役場	宮崎県木城町が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年4月1日から開 始したこと。
甲A 267	川越市ホームページ	写し	2020年 9月7日 更新	埼玉県川越市 役所	埼玉県川越市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年5月1日から開 始したこと。
甲A 268	豊明市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	愛知県豊明市 役所	愛知県豊明市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年5月1日から開 始したこと。
甲A 269	伊丹市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	兵庫県伊丹市 役所	兵庫県伊丹市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年5月15日から 開始したこと。
甲A 270	芦屋市ホームページ	写し	2020年 10月1 日更新	兵庫県芦屋市 役所	兵庫県芦屋市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年5月17日から 開始したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 271	富田林市ホームページ	写し	2020年 6月17 日更新	大阪府富田林 市役所	大阪府富田林市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から 開始したこと。
甲A 272- 1	川崎市ホームページ	写し	2020年 10月20 日更新	神奈川県川崎 市役所	神奈川県川崎市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から 開始したこと。
甲A 272- 2	川崎市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 273	葉山町ホームページ	写し	2020年 7月1日 更新	神奈川県葉山 町役場	神奈川県葉山町が同性間で利用 できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から 開始したこと。
甲A 274	岡山市ホームページ	写し	2020年 10月29 日更新	岡山県岡山市 役所	岡山県岡山市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年7月1日から開 始したこと。
甲A 275	川西市ホームページ	写し	2020年 10月20 日更新	兵庫県川西市 役所	兵庫県川西市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年8月1日から開 始したこと。
甲A 276- 1	京都市ホームページ	写し	2020年 8月3日 更新	京都府京都市 役所	京都府京都市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年9月1日から開 始したこと。
甲A 276- 2	京都市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 277	貝塚市ホームページ	写し	2020年 8月28 日更新	大阪府貝塚市 役所	大阪府貝塚市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年9月1日から開 始したこと。
甲A 278	坂戸市ホームページ	写し	2020年 9月15 日更新	埼玉県坂戸市 役所	埼玉県坂戸市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年9月1日から開 始したこと。
甲A 279	小金井市ホームページ	写し	2020年 10月22 日更新	東京都小金井 市役所	東京都小金井市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年10月20日 から開始したこと。
甲A 280- 1	北本市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	埼玉県北本市 役所	埼玉県北本市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年11月1日から 開始したこと。
甲A 280- 2	北本市パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 281- 1	松戸市ホームページ	写し	2020年 11月1 日更新	千葉県松戸市 役所	千葉県松戸市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年11月1日から 開始したこと。
甲A 281- 2	松戸市パートナーシップ宣 誓の取扱いに関する要綱	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	同上	同上
甲A 282	栃木市ホームページ	写し	2020年 11月1 日更新	栃木県栃木市 役所	栃木県栃木市が同性間で利用 できるパートナーシップ制度 を2020年11月1日から 開始したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 283	福岡市ホームページ	写し	2020年 10月29 日更新	福岡県福岡市 役所	福岡市が、熊本市との間で2019年10月30日に熊本市との間で、北九州市及び福岡県古賀市との間で2020年3月30日に、岡山市との間で2020年11月1日にパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用を開始していること。
甲A 284	熊本市ホームページ	写し	2020年 3月30 日更新	熊本県熊本市 役所	熊本市が北九州市の間で2020年4月1日からパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用を開始していること。
甲A 285	岡山市ホームページ	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	岡山県岡山市 役所	岡山市が岡山県総社市との間で2020年7月1日からパートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用を開始していること。
甲A 286	横須賀市ホームページ	写し	2020年 7月3日 更新	神奈川県横須 賀市役所	横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町の3市1町は、2020年4月1日から、パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用の協定を締結し、宣誓者が3市1町間で住所を移動する場合は、継続使用届出書を転出元の自治体へ提出することにより、宣誓証明書を返還せずに、転出先で継続して使用できることとしたこと等。
甲A 287	北海道新聞記事	写し	2019年 12月9 日	北海道新聞社	札幌市が、同市のパートナーシップ宣誓制度の宣誓を受けているカップルのみならず、同市以外の自治体で宣誓を受けた同性カップルについても、市営住宅への入居を可能としたこと。
甲A 288	朝日新聞記事	写し	2020年 3月25 日	朝日新聞デジ タル	東京都世田谷市が2020年4月1日から同性パートナーがいる区職員について、結婚休暇、出産支援休暇、看護休暇、忌引・介護休暇等の取得を異性パートナーがいる区職員と同等に認めることとしたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 289	朝日新聞記事	写し	2020年 9月7日	朝日新聞デジ タル	鳥取県が同性パートナーが いる職員について、結婚休暇 や介護休暇の取得、扶養手当 や単身赴任手当、結婚祝い金 などの受給を異性のパートナ ーがいる区職員と同等に認め ることとしたこと。
甲A 290	朝日新聞記事	写し	2020年 6月11 日	朝日新聞デジ タル	世田谷区議会が、2020年 6月11日、新型コロナウイルス に対応した国民健康保険 の特例措置をめぐり、被保険 者が死亡した場合に遺族に支 給される傷病手当金を、同性 パートナーにも支給すること を明らかにしたこと。
甲A 291- 1	京都新聞記事	写し	2020年 9月23 日	京都新聞社	京都府長岡京市議会が202 0年9月23日同性婚の法制 化に関する議論の促進を政府 などに求める意見書を全会一 致で可決したこと。
甲A 291- 2	同性婚の法制化に関する議 論の促進を求める意見書	写し	2020年 9月23 日	京都府長岡京 市議会	京都府長岡京市議会が上記意 見書を衆参議院議長、総理大 臣、法務大臣に提出したこと。
甲A 292	鹿児島県弁護士会ホーム ページ	写し	2019年 9月26 日更新	鹿児島県弁護 士会	鹿児島県弁護士会が、201 9年9月26日、「鹿児島市 議会代表質疑中のLGBTに 対する不適切発言に抗議する 会長声明」を発表したこと。
甲A 293	神奈川県弁護士会ホーム ページ	写し	2019年 10月29 日更新	神奈川県弁護 士会	神奈川県弁護士会が、201 9年10月17日、「同性間 の婚姻を認める法制度の整備 を求める会長声明」を発表し たこと。
甲A 294	沖縄県弁護士会ホームペー ジ	写し	2020年 7月22 日更新	沖縄県弁護士 会	沖縄県弁護士会が、2020 年7月22日、「宜野湾市男 女平等及び多様性を尊重する 社会を推進する条例案」につ いて改めて検討を求める会長 談話を発表したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 295	宇都宮地方裁判所真岡支部 令和元年9月18日判決 (平成30年(ワ)第30号)	写し	2019年 9月18 日	宇都宮地方裁判所真岡支部 (中畑洋輔裁判官)	宇都宮地方裁判所真岡支部が、2019年9月18日、米国で結婚して日本国内で同居していた同性カップルの30代の女性が、パートナーの不貞行為で破綻したことを理由に損害賠償を求めている事案で、不貞慰謝料を認める判決を言い渡したこと、同判決中で、「婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じがたい」、「同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高い」、「憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」としているのも、憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されない」などと判示されていること等。
甲A 296	東京高等裁判所令和2年3月4日判決(令元(ネ)4433号・令元(ネ)5124号)	写し	2020年 3月4日	東京高等裁判所(秋吉仁美裁判官、田村政巳裁判官、篠原絵理裁判官)	上記宇都宮地方裁判所真岡支部の判決について、東京高等裁判所が控訴を棄却したこと等。
甲A 297	スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>	写し	2019年 6月10 日	スポーツ庁	スポーツ庁が2019年6月10日「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」を長官決定した旨を発表したこと、同ガバナンスコードにおいて、コンプライアンス教育として「性的指向及び性自認…に基づく差別の禁止について」取り扱うことが考えられる旨の記載がなされていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 298	2018年社会保障・人口 問題基本調査第6回全国家 庭動向調査結果の概要 (表紙, 49~50頁)	写し	2019年 9月13 日	国立社会保 障・人口問題 研究所	国立社会保障・人口問題研究 所が、2019年9月13日 に発表した第6回全国家庭動 向調査の結果において、「男 性どうしや、女性どうしの カップルにも、なんらかの法 的保障が認められるべきだ」 という項目の賛成割合は、全 体で75.1%に上ったこと と、「男性どうしや、女性ど うしの結婚(同性婚)を法律 で認めるべきだ」への賛成割 合が69.5%となったこと と、「同性どうしのカップル も、男女のカップルと同じよ うに、子どもを育てる能力が ある」の賛成割合が69. 4%となったこと。
甲A 299	大阪市民の働き方と暮らし の多様性と共生にかんする アンケート報告書(単純集 計結果) (表紙, 55~56頁)	写し	2019年 11月	JSPS科研費 「性的指向と 性自認の人口 学-日本におけ る研究基盤の 構築」「働き 方と暮らしの 多様性と共 生」研究チー ム	2018年10月1日時点の 大阪市の住民基本台帳に登録 されている18~59歳の1 52万1452人を母集団とし、 その中から無作為に抽出 された1万5000人を対象 として実施した調査によれ ば、「同性カップルが法的に 結婚できる制度」につき、賛 成又はやや賛成との回答が8 2.8%と8割を超える結果 となったこと。
甲A 300	朝日新聞記事	写し	2020年 5月28 日	朝日新聞デジ タル	朝日新聞社と東京大学の谷口 将紀研究室が2020年3月 から4月に実施した共同調査 で、同性婚の賛否について賛 成が46%と反対の23%を 上回ったこと等。
甲A 301	「LGBTsを対象にした 全国インターネット調査の 結果から」	写し	2020年 9月25 日	宝塚大学看護 学部教授 日高 庸晴氏	1万人以上の性的少数者を対 象としたアンケート調査にお いて、対象者全体の6割、若 年層に限定すれば大半が「法 律婚(同性婚)」の実現を望 んでいることが明らかとなっ たこと等。

号証	標目	原本 写しの別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 302	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	写し	2020年 1月15 日	厚生労働大臣 加藤勝信	同指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、労働者の性的指向・性自認を当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントの該当例として例示されていること。
甲A 303	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する付帯決議	写し	保存年 月日 2020年 11月5 日	衆議院	上記指針の策定にあたり、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露も対象になりうることを求めるよう求められていたこと。
甲A 304	ブログ記事	写し	2019年 12月28 日	一般社団法人 Marriage For All Japan	2019年11月19日、衆議院第二議員会館において、「院内集会 マリフォー国会 同性婚を伝えよう #結婚の自由をすべての人に」が実施されたこと、同院内集会に本人が参加した国会議員の発言内容等
甲A 305-1	ブログ記事	写し	2019年 12月13 日	一般社団法人 Marriage For All Japan	同上
甲A 305-2	ブログ記事	写し	2019年 12月14 日	一般社団法人 Marriage For All Japan	同上
甲A 305-3	ブログ記事	写し	2019年 12月15 日	一般社団法人 Marriage For All Japan	同上
甲A 306	A F P B B News 記事	写し	2019年 10月22 日	株式会社クリ エイティヴ・ リンク	英領北アイルランドにおいても、同性婚が可能となっていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 307	津田塾大学国際関係研究所 報第54号 8頁, 12頁 メキシコ第3の性＝ムシェ について	写し	2019年 12月	青砥清一	メキシコにおいて、2019 年8月、オアハカ州で同性婚 を容認するための改正民法が 成立し、これによりメキシコ 全州中19州で同性婚が保障 されることとなったこと。